

2022年2月14日

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

国立病院機構下志津病院

処方変更に係る原則

- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・ 患者に十分な説明(服用方法、安定性、価格等)を行い、同意を得た上で変更する。
- ・ 麻薬・抗悪性腫瘍薬・覚せい剤原料に関するものは除く。

1. 処方変更・調剤後の連絡

- ・ 処方変更し調剤した場合は、変更内容、調剤薬局名、連絡先電話番号を記入した処方箋(写し)を下記の FAX 番号に送信してください。残薬調整の場合は処方箋の送信に加え、トレーシングレポートでの情報提供が必要となります。
- ・ オーダリングシステム内の処方修正が必要と判断した場合には、可能な限り次回からの処方に反映させますが、非採用薬への変更など一部対応できないことがあります。
- ・ 一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、および後発品医薬品の変更報告書の連絡は不要です。

FAX 先: 国立病院機構下志津病院 薬剤部 043-423-1127

2. 疑義照会の不要項目(麻薬・抗悪性腫瘍薬・覚せい剤原料に関するものは除く。)

① 同一成分薬の銘柄変更(変更不可の処方を除く)

例 1: グラクティブ錠 50 mg → ジャヌビア錠 50 mg

例 2: ランソプラゾール OD 錠 15mg → タケプロン OD 錠 15mg

- 先発品間の変更は可。
- 後発品から先発品への変更も可
- 必ず患者さんに説明(服用方法、価格)後、同意を得て変更すること。
- 適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

国立病院機構下志津病院 2022年2月作成版

② 剤形の変更（剤形変更不可の処方を除く）

例 1: セルベックスカプセル → セルベックス細粒

例 2: アムロジピン OD 錠 5 mg → アムロジン錠 5 mg

例 3: ロキシニンテープ 100mg → ロキシニンパップ 100mg

- 用法・用量が変わらない場合のみ可。
- 安定性、溶解性、体内動態、服薬状況等を考慮して行うこと。
- 軟膏剤からクリーム剤、クリーム剤から軟膏剤の変更は不可。
- 外用薬はパップ剤⇔テープ剤のみ含有量・枚数が同一であれば可能。
- 内容薬⇔外用薬は不可。
- 必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。

③ 規格が複数ある医薬品の規格変更（含量規格変更不可の処方を除く）

例 1: 20 mg 錠 1 回 2 錠 → 40 mg 錠 1 回 1 錠

例 2: 20 mg 錠 1 回 0.5 錠 → 10 mg 錠 1 回 1 錠

- 必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。

④ 軟膏・クリームや湿布薬での用量規格の変更（合計処方量が変わらない場合）

例 1: マイザー軟膏 0.05% (5g/本) 2 本 → マイザー軟膏 0.05% (10g/本) 1 本

例 2: アドフィードパップ 40mg 6 枚入 × 7 袋 → 7 枚入 × 6 袋

⑤ 処方薬の半割・粉碎・混合（規格追加も含む）

例 1: バクタ配合錠 1 錠 → バクタ配合錠 0.5 錠 × 2

例 2: ワーファリン錠 1 mg 3.5 錠 → ワーファリン錠 1 mg 3 錠
ワーファリン錠 0.5 mg 1 錠

- 安定性データに留意してください。
- 必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。

⑥ 一包化調剤

（抗悪性腫瘍薬、およびコメントに一包化不可とある場合は除く）

- 「患者希望」「アドヒアランス不良の改善が見込まれる」の理由のみ可能。
- 一包化不可のコメントがある場合は不可。
- 安定性データに留意すること。
- 必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。

⑦ 残薬調整のための処方日数の調整

例 1: 酸化マグネシウム錠 330 mg 30 日分 → 16 日分 (残薬が 14 日分あるため)

例 2: AZ 含嗽用配合細粒 2 g/包 30 包 → 10 包 (残薬が 20 包あるため)

- 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整 (短縮) して調剤する場合 (外用剤の数量変更を含む)
- 数日分の余裕をもって調整・調剤を行うこと
- 処方削除、処方日数(数量)をゼロは不可
- Do 処方が行われたために処方日数が必要数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化(ただし、投与日数の増量は次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に限る。また、患者の要望などを理由とした必要以上の増量は不可とする)
- トレーシングレポートを用いた当院へ情報提供すること。トレーシングレポートがない場合には、次回の診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守すること。

⑧ 週 1 回・月 1 回・隔日投与製剤等の日数適正化

例 1: アクトネル錠 17.5 mg (週 1 回製剤) 1 錠/分 1 起床時 14 日分 → 2 日分

例 2: ラシックス錠 20mg 隔日 28 日分 → 14 日分

- 連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合に限る。
- 明らかな処方間違いと判断された場合に限る。

⑨ 外用剤の用法 (適用回数、適用部位、適用タイミング等) が口頭で指示されている場合 (処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている) の用法の追記

例: セルタッチパップ 70 1 日 2 回 → 1 日 2 回 腰

3. その他

- 「お薬手帳」、「トレーシングレポート」等による情報のフィードバックの推進をお願いいたします。
- トレーシングレポート等の情報は、国立病院機構下志津病院薬剤部ホームページをご覧ください。今後も随時情報公開していきますのでご活用ください。